

阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会 規 約

(名称)

第1条 本会は、「阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、阿武隈川水系の河川・湖沼及び水路について河川水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- 一 水質調査に関する資料及び情報の交換
- 二 水質汚濁に関する資料及び情報の交換
- 三 河川環境の保全に関する資料及び情報の交換
- 四 水質事故等の緊急時の情報連絡及び対策を円滑にするための調整
- 五 水質監視体制に関する連絡、調整
- 六 水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する啓発活動の実施及びこれに関する調整
- 七 水質汚濁対策演習等の実施及びこれに関する調整
- 八 その他、水質汚濁対策及び河川環境の保全の推進に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会 長	(1 名)	幹 事 長	(1 名)
副 会 長	(1 名)	幹 事	(若干名)
委 員	(若干名)	会 計 監 査 員	(1 名)

(顧問)

第6条 協議会には委員会の推薦により顧問をおくことができる。顧問は委員会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。会長には東北地方整備局長、副会長には東北経済産業局長の職にあるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第8条 委員は関係機関の推薦するものをもってあてる。

2. 委員会は少なくとも年1回会長が召集し協議会の運営の統括の方針を決定する。
3. 委員会は、委員で構成する。
4. 委員会には、常任幹事が出席するものとする。

(幹事長)

第9条 幹事長は幹事会を運営し、会長をたすけて会務を処理する。幹事長には東北地方整備局河川部長の職をもってあてる。

(支局長)

第10条 支局長は会長、副会長及び幹事長をたすけ、支局単位で実施する事業についての事務を処理する。上流支局長には東北地方整備局福島河川国道事務所長の職を、下流支局長には東北地方整備局仙台河川国道事務所長の職をもってあてる。

(専門委員会)

- 第11条 委員会に水質汚濁に関する重要事項を調査研究させるための専門委員会をおくことができる。
2. 専門委員は、委員、顧問、または当該事項に関し学識経験のあるもののうちから、会長が指名し委嘱する。
 3. 専門委員長は専門委員の互選によって決め、専門委員会を主宰する。
 4. 専門委員会は必要の都度専門委員長が招集し、水質汚濁に関する調査研究について審議し、その成果を委員会に報告するものとする。
 5. 専門委員は前項に掲げる事項が終了したときは解任されるものとする。

(幹事及び幹事会、常任幹事会)

- 第12条 幹事は委員会の推薦により会長が指名し、この中から常任幹事を指名する。
2. 幹事会は、年1回幹事長が招集し、次のことを審議する。
 - 一 事業実施計画(案)
 - 二 予算(案)
 - 三 実績報告及び決算幹事会の成果は委員会に報告し、その承認を得なければならない。
 3. 常任幹事会は、必要の都度幹事長が招集し、協議会の事業を推進する。

(会計監査)

- 第13条 会計監査委員は、委員会が選任するものとする。
2. 会計監査委員は、協議会の会計を監査し委員会に報告し、その承認を得なければならない。

(任期)

- 第14条 役員の任期はその職にある期間とする。
ただし、会計監査員の任期は1年とする。

(運営費)

- 第15条 協議会の運営に要する費用は、各構成機関の負担とする。
2. 前項の運営に要する負担額は、委員会において決定するものとする。
 3. 専門委員会の運営費は別途会計とする。

(会計及び会計年度)

- 第16条 協議会の会計は、幹事長が処理する。
2. 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

- 第17条 協議会の事務局は、東北地方整備局河川環境課に置く。
2. 事務局の支局として、上流支局の事務局を東北地方整備局福島河川国道事務所河川管理課に、下流支局の事務局を仙台河川国道事務所河川管理課に置く。

(規約の改正)

- 第18条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(委任)

- 第19条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和50年10月20日から施行する。

附 則 (平成3年5月20日 改正)

附 則 (平成4年6月17日 改正)

この規約は、平成7年6月7日から施行する。

附 則（平成10年5月14日 改正）
附 則（平成13年5月18日 改正）
附 則（平成17年6月8日 改正）
附 則（平成18年6月5日 改正）
附 則（平成19年5月30日 改正）
附 則（平成20年7月1日 改正）
附 則（平成21年6月15日 改正）

機関名	機関名
東北地方整備局 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 東北地方整備局 福島河川国道事務所 東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所 東北地方整備局 三春ダム管理所 東北地方整備局 摺上川ダム管理所 東北地方整備局 東北技術事務所 東北経済産業局 関東・東北産業保安監督部 東北支部 宮城県 福島県 角田市 岩沼市 岩沼市消防本部 白石市 亘理町 亘理地区行政事務組合 消防本部 丸森町 柴田町 村田町 大河原町 仙南地域広域行政事務組合 消防本部 蔵王町 七ヶ宿町 福島市 福島市消防本部 二本松市 安達地方広域行政組合 消防本部 伊達市 伊達地方消防組合 郡山市 郡山地方広域消防組合 消防本部 田村市 須賀川市 須賀川地方広域消防本部	白河市 白河地方広域市町村圏 消防本部 本宮市 西郷村 泉崎村 中島村 石川町 矢吹町 玉川村 鏡石町 三春町 大玉村 桑折町 国見町 川俣町 天栄村 平田村 浅川町